

海水淡水化水アルミボトル製作業務委託仕様書

- 1 件 名 海水淡水化水アルミボトル製作業務委託
- 2 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで
- 3 履行場所 多々良浄水場 他1か所

4 業務内容

福岡地区水道企業団海の中道奈多海水淡水化センターで生産された海水淡水化水を、販売用としてアルミボトルに充填し、水道局が提供するデザインにてラベルを印刷、ボトルに添付し納品する。詳細は以下の通り。

- (1)原料水の運搬
- (2)食品衛生法の規定に基づく原料水の加熱殺菌作業
- (3)作業後の水のアルミボトルへの充填
- (4)アルミボトル充填後の水質検査
- (5)シュリンクラベルの作成及び印刷 ※デザインは水道局が提供
- (6)賞味期限の刻印
- (7)上記工程が完了したアルミボトルへのラベル貼り付け
- (8)上記工程が完了したアルミボトルの箱詰め及び指定場所への運搬(納品)

5 仕様

- (1)容器 : アルミボトル容器500ml
- (2)容量 : 490ml
- (3)本数 : 10,008本(24本入り417箱)
- (4)充填方法 : 製品への異物混入や異味異臭等が発生することのない方法
- (5)殺菌方法 : 清涼飲料水の製造基準(食品衛生法)をクリアすること
- (6)賞味期限 : 製造後10年間
- (7)ラベルデザイン : 福岡市水道局指定デザイン(契約締結後に発注者から提供)
- (8)ラベル用紙 : シュリンク

6 水の運搬

- (1) 採水は海の中道奈多海水淡水化センター(福岡市東区大字奈多1302-122)にて行い、給水栓より採水する。
- (2) 発注者との協議のうえ、必要と思われる水量を採水し、飲料水専用タンクにて製造工場へ運搬すること。なお、採水する日時や方法については、予め発注者と協議のうえ決定すること。
- (3) 運搬に際し、予めタンク内等を水道法の水質基準に適合した水で十分に洗浄し、異臭等がないことを確認のうえ、発注者職員立会のもとに採水すること。

7 運搬後の水質検査

受注者は、工場運搬後に飲料水専用タンクに充水した水を採水し、下記項目を含む水質検査を実施し、その検査結果成績書を発注者に速やかに報告すること。

水質検査の結果において、下記管理基準を満足しない場合は、再度タンク内等の洗浄を行い、検査結果が管理基準を満足するまで作業を行うこと。

項目	管理基準
濁度	2度以下
色度	5度以下
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと
PH	5.8～8.6
一般細菌	検出されないこと
大腸菌	検出されないこと

8 製造

受注者は、予め製造工程で異物及び異臭が混入することがないように必要な措置を講じるとともに、工場内を清浄に保ち、製造ラインを十分に洗浄し、洗浄した水が、無味無臭であることを確認のうえ容器への充填を行うこと。

9 製造物の水質検査

- (1) 受注者は、製造中の序盤、中盤、終盤に各1本以上抜き取り、上記7に掲げる項目について検査及び食品衛生法上の清涼飲料水に関する検査(一般規格、個別規格及びスズ)を食品衛生法上の登録検査機関で実施し、その検査結果成績書を発注者に提出すること。
- (2) 検査の結果、以下のいずれかに該当した場合は双方による原因調査を行い、その原因が受注者にあると判断された場合は、受注者の負担において再度、製造すること。
 - ① 上記7に掲げる管理基準及び食品衛生法上の清涼飲料水に関する検査(一般規格、

個別規格及びスズ)に関する項目について、基準を満足しない項目が検出された場合。

- ② 上記7に掲げる管理基準に関する項目について、製造前後で著しく検査数値が悪化した場合。

10 納品

箱詰めが完了したアルミボトルは、下記の場所にそれぞれ納品すること。

- ① 多々良浄水場(福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原679-1)9,288本(24本入り387箱)
- ② 水道水質センター(福岡市南区塩原4丁目27-1)720本(24本入り30箱)

11 賞味期限内の不適合製品の取扱い

納品後の賞味期限内において、受注者の責に帰する理由により、製品に食品衛生法の基準に対する不適合が判明した場合には、受注者の負担において不適合製品を回収及び廃棄すること。さらに受注者は不適合製品数に見合う製品数を再度製作するとともに、それに必要な原料及び製品の運搬を行うこと。

12 留意事項

- (1) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受注者がこの契約の履行を完了した(発注者又は受注者が契約を解除した場合を含む)も同様とする。
- (2) 受注者は本業務委託にあたって、食品衛生法及びその他関係法令を遵守すること。
- (3) 委託の履行に伴い、その内容等に疑義を生じた場合は、発注者と協議し、双方の合意に基づき必要な措置を講じること。